

「電子交付サービス」取扱約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、当社が金融商品取引法等に定められた書面等の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社が使用する電子計算機とお客様が使用する電子計算機とを電気通信回線等で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法その他の情報通信技術を使用する方法により、本約款第2条の対象書面の交付・同意の記録をお客様に提供する電子交付サービスについて、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 対象書面

電子交付サービスの対象書面（以下「対象書面」という）は、以下の①及び②の書面とします。なお、対象書面の取扱いについてお客様にご連絡無く変更する事がございます。

- ① 法令・諸規則等により、お客様に交付等を行う書面（目論見書等（当社が記載事項について説明を行う書面）を含みます。以下「法定交付書面」という。）について、法令・諸規則等により電子交付サービスによる提供が認められている書面の中から当社が選定した書面。
- ② 法定交付書面以外について、当社が選定した書面。

第3条 お申込方法

当社の「証券総合取引申込書」又は「取引口座開設申込書」にある電子交付の申込書にて申込むものとします。または、当社取扱店にて「取引報告書等の電子交付同意書」をお受け取り頂き、必要事項をご記入の上、取引店へご提出頂くことで申込むものとします。電子交付サービスに関する契約は、当社がお客様の当該お申込を承諾したときに成立するものとします。

なお、お客様はこの約款に基づく対象書面について、電子交付サービスを包括的に申込むものとします。

第4条 対象書面の交付

電子交付サービスによる対象書面の交付は、当社ホームページからリンクするサイト（ログインID・パスワードの入力後に表示されるお客様の専用ページ）に、PDF形式又はHTML形式により記載事項を掲載することにより、紙媒体による書面の交付に代えるものとします。

当社は、お客様の取引により対象書面を新たに掲載した場合は、電子交付サービスに登録されているお客様のメールアドレスに新たな対象書面を掲載した旨を通知するものとします。（お客様が、新たに掲載された対象書面の閲覧等を行ったことを当社が確認している場合は、当該通知を行わない場合があります。）

また、お客様は、当社が提供するPDFファイルの閲覧及び印刷を行うことができるPDF閲覧ソフトを使用するものとします。対象書面は、電子交付サービスに掲載した日から少なくとも5年間（法定交付書面のみ）、閲覧及びダウンロード並びにプリンター等による紙媒体への出力を可能とし、当社からお客様への紙媒体による対象書面の交付は停止します。

第5条 対象書面の受入れ

電子交付サービスによる対象書面の受入れは、お客様の同意等に関する記載事項を掲載する場合において、お客様が当該書面に係るお客様の同意等に関する記載事項を電子交付サービスにて記録することにより、紙媒体による書面の受入れに代えるものとします。

第6条 電子交付サービスの変更

当社は、対象書面の取扱いについてお客様にご連絡無く対象書面の交付方法及び形式等を変更することができるものとします。

第7条 電子交付サービスの停止

当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、電子情報処理組織の緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、電子交付サービスの全部又は一部のサービスを停止することがあります。

第8条 交付の通知

電磁的方法による交付の通知は、当社に届け出た電子メールアドレスを使用するものとし、お客様の任意の設定によりメールの受信を拒否しないものとします。

第9条 対象書面の郵送交付

法令・諸規則の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合、対象書面（既に掲載済みの対象書面を含みます。）を郵送等により交付することがあります。また、この場合、郵送等により交付した対象書面について、事後的に電子交付サービスによる提供を行わない場合があります。

第10条 届出事項の変更

お客様は、電子交付サービスの申込内容に変更があった場合には、当社所定の手続きにより当該変更内容について、速やかに当社に届け出るものとします。

第11条 確認事項

- (1) 電子交付サービスのログインID・パスワードについて、規定回数以上の誤入力が行われた場合は、電子交付サービスの利用を停止します。当該停止の解除は、当社所定の手続きにより、お客様の本人確認を行った後に行います。
- (2) 電子交付サービスのログインID・パスワードを失念した場合における当社からお客様へのログインID・パスワードの通知については、当社所定の手続きにより、当社所定の方法により行います。なお、当該手続きについては、一定の期間を要します。

第12条 契約の解除

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、電子交付サービスの契約は解除されるものとします。また、当該契約が解除され、お客様から電子交付サービスによる対象書面の掲載を中止する旨の指図があった場合、電子交付サービスに掲載している対象書面の掲載を中止します。

- (1) お客様が当社所定の方法により電子交付サービスの利用中止の申し出を行い、当社がこれを確認した場合。
- (2) お客様の保護預り口座及び振替決済口座が閉鎖された場合。
- (3) 次に掲げるいずれかの事由により、当社が電子交付サービスの契約の解除を申し出た場合。（電子交付サービスに掲載している対象書面について、紙媒体等による交付を行い、対象書面の掲載を中止する場合があります。）
 - ①お客様が当社への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合。
 - ②お客様がこの約款に違反した場合。
 - ③お客様が電子交付サービスによる閲覧等を行えない状況にあると当社が判断した場合。
 - ④お客様の電子交付サービスのご利用が不相当であると当社が判断した場合。
 - ⑤当社の都合等により、電子交付サービスの提供を終了する場合。
 - ⑥その他、やむを得ない事由がある場合。

第13条 免責事項

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害について、免責されるものとします。

- ①通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵及びこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により電子交付サービスを利用できなくなったことにより生じた損害。
- ②天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責めに帰することができない事由により電子交付サービスの提供が遅延又は不能となったことにより生じた損害。
- ③第6条に基づく変更により生じた損害。
- ④第7条に基づく停止により生じた損害。
- ⑤第8条に基づく郵送交付により生じた損害。
- ⑥第9条に基づく変更の遅延等により生じた損害。
- ⑦お客様がID・パスワード等の管理を怠ったことに起因する電子交付サービス内容の漏洩等により生じた損害。
- ⑧電子交付サービスにより提供した対象書面の内容について、お客様の誤認、未確認等により生じた損害。

第14条 準拠法・合意管轄

この約款に関する準拠法令は日本国内法とします。お客様と当社との電子交付サービスに関する訴訟については、当社の本店又はお客様の取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第15条 約款の変更

この約款は、法令の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合は、お客様に通知することなく変更することがあります。

平成28年2月8日現在